

ADR

の現場から

94

話し合いでトラブルを解決

ADR裁判外紛争解決手続は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟をもったトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。今回は、法務大臣認証機関である日本不動産仲裁機構が取り扱うADRを実施する「調停人」としての基礎資格となった「再生可能エネルギーアドバイザー」資格制度を運営している特定非営利活動法人日本住宅性能検査協会の大谷昭二理事長から、再生可能エネルギーとトラブルの関わりについて紹介してもらう。

18年に資源エネルギー庁より、エネの導入量は今後増えたり公表された我が国のエネルギー供給のあり方をめぐる「再生可能エネルギーが安定的に実施されるためには、再生可能エネルギーの導入に懸念を示すケースが多くなっています。再エネ事業者は、できるだけ地域住民の不安をなくすべ

「エネルギーミックス（電源構成）」議論では、30年には太陽光や風力、水力等を指す再生エネルギー（再エネ）が電源構成の22～24%を占めるとしており、国全体として再エネの導入に懸念を示すケースが多くなっています。再エネ事業者は、できるだけ地域住民の不安をなくすべ



大谷昭二理事長

規模に関わらず話し合いが有効

再生可能エネルギーアドバイザー⑥

く説明を行い、理解を得ながら事業を進めていかなければなりません。しかし、中には専門的な知識や必要な配慮が欠如している事業者が存在しており、地域住民との関係が悪化してしまい、計画の修正や撤回請求といったトラブルが発生しているのです。このようなトラブルを解決したり、未然に防ぐために何よりも必要なのは、事業者と地域住民がコミュニケーションをとることです。再生可能エネルギーの計画やその経済効果を分かりやすく地域住民に伝えるのです。また、地域住民からの質問にも懇切丁寧に答えるようにします。

一般消費者に対して最も普及している再エネは住宅に設置する太陽光発電ですが、こちらも隣人関係のトラブルが発生しています。そして、トラブルの多くは普段から隣人との関係性があまり良くないなど、太陽光発電設備の設置前からの関わり方に原因を求めることができません。普段から良好な関係を隣人と築いていないため、設備の設置にも理解を示されなければいけません。例えば、「反射光が部屋に入ってくる」ということや、大きな地震があった後は「太陽光パネルが落ちてきて危険なのではないか」、本来はエアコンの室外機と同等の騒音にもかかわらず「パワーコンディショナーの動作音がうるさい」などといった内容のクレームを受け、トラブルとなってしまうのです。ここでも、トラブルを解決するのには有効なのが、ADRのように話し合いの場を持つことです。多くのケースでは、設備オーナーに悪気がなかったという事実、今後問題解決に取り組むことを伝え、さらに「迷惑をおかけしました」と謝罪の言葉があれば、隣人は理解を示し、つまりは「気が済む」のです。

ADRに関するトラブル解決にも話し合いが有効なものです。

●「再生可能エネルギーアドバイザー」資格実施団体
日本住宅性能検査協会 電話
03(5847)8235

ここで紹介したように、地域と事業者、隣人同士という規模の違いはあっても、再エ